

令和 7 年度

高山市

保育園

入園あんない





保育園入園を希望されるみなさんへ



高山市内の保育園に入園を希望される方は、次のことをよく読んで入園申込みの手続きをしてください。★1～5は特に大切ですので、内容を確認のうえお申し込みください。

「保育園」とは ★1

保育園は、保護者のみなさんが仕事や病気などで家庭で保育することができない（保育の必要がある）お子さんを保護者に代わり、心身の健全な発達を図りながら保育することを目的とした児童福祉施設です。（入園後であっても就労状況や家庭状況の変化などによって“保護者が家庭で保育できる”状態となった場合は、保育園を利用できません）

その目的のため、保育環境を整えるとともに関係機関と連携しながら、緊急時（災害）の対策、虐待防止など必要な対策を講じます。

I. 給付認定について

保育園等の利用を希望する場合、「保育給付認定」の申請が必要となります。

（保育給付認定区分一覧）

支給認定区分	対象となるこども	利用できる施設
2号認定（保育認定）	満3歳以上で、保育を必要とするこども	保育園
3号認定（保育認定）	満3歳未満で、保育を必要とするこども	保育園、小規模保育所

II. 入園の基準（保育の必要性）

高山市内の保育園への入園基準は以下のとおりです。

1. 高山市内に住んでいる（住所を有する）お子さん
2. 保育園での集団生活ができるお子さん
3. 保護者が次の(1)～(10)のいずれかに該当し、家庭で保育することができないお子さん

- (1)家庭外労働 家庭外で労働することを※「常態」としている。
- (2)家庭内労働 家庭内で当該児童と離れて労働することを※「常態」としている。

※「常態」の基準…月の就労時間が64時間以上
（概ね1日4時間以上かつ月16日以上）

- (3)母親の妊娠・出産 妊娠中であるか、又は出産後間がない。
（産前6週間、産後8週間の期間の入園となります。）
- (4)疾病・負傷など 保護者が病気又は負傷しているか、心身に障がいを持っている。
- (5)同居親族の介護 長期にわたり疾病の状態にあるか、心身に障がいを持っている同居親族を常時看護又は介護している。
- (6)家庭災害 震災・風水害・火災その他の被害に遭い災害復旧にあたっている。
- (7)求職活動中 保護者が求職活動をしている。
（入園期間は2ヵ月間です。勤務先が決まりましたら速やかに就労証明書および保育給付認定申請書を提出してください。）
- (8)虐待やDV 虐待やDVのおそれがあり、児童等を保護する必要がある。
- (9)育児休業の取得 産前産後休暇取得時に既に保育園を利用しており、育児休業取得後も引き続き保育園を利用する。
- (10)その他 上記以外の理由がある場合はこども政策課へご相談ください。

Ⅲ. 入園承諾（保育の必要性の認定）

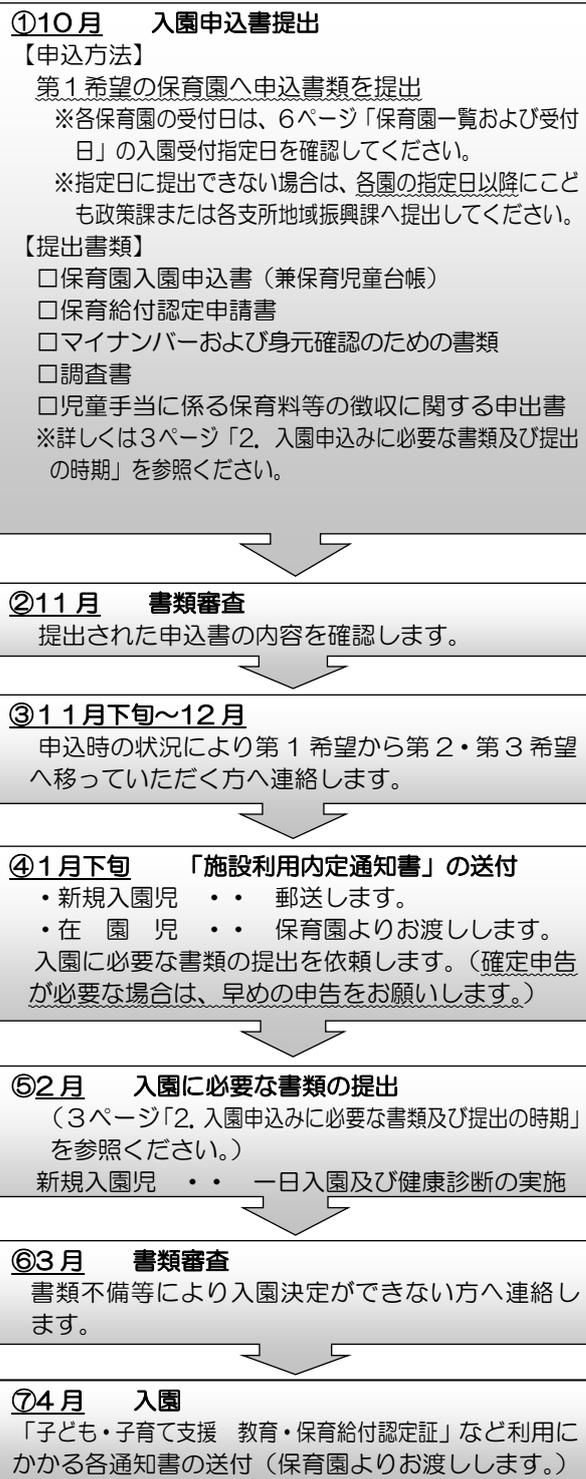
1. 入園承諾は、提出書類に基づき保育の必要性の程度を総合的に審査して決定します。
2. 4月入園の「施設利用内定通知書」の送付後であっても、入園基準に該当しないことが判明した場合は、施設利用内定を取り消すことがあります。

定員を超える申込みがあった場合など、第1希望ではなく第2・第3希望の保育園になる場合があります。特に年度途中の入園は希望の保育園に入れない場合がありますので、あらかじめご承知おきください。なお、その場合はこども政策課から連絡します。

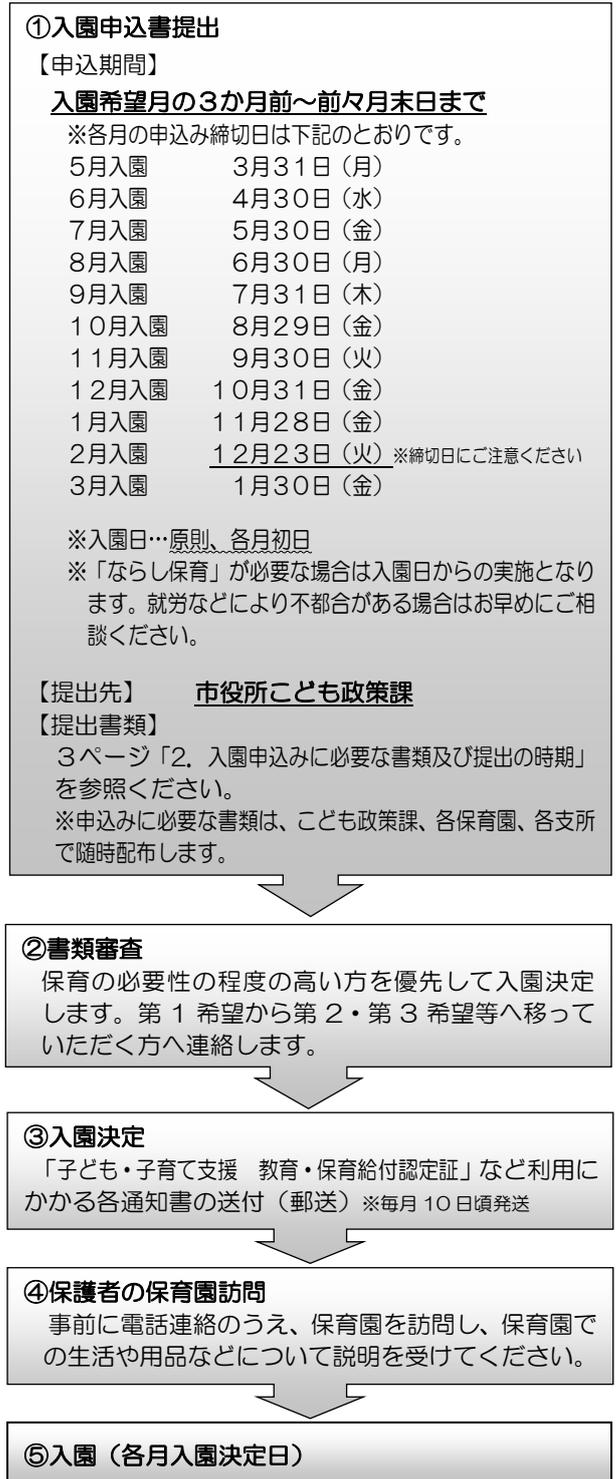
Ⅳ. 入園の手続き

1. 申込みから入園までの流れ

▼4月入園の場合



▼年度途中入園の場合



2. 入園申込みに必要な書類及び提出の時期

提出書類の種類	提出確認	提出の時期																								
		4月入園の場合	年度途中入園の場合																							
①保育園入園申込書（兼保育児童台帳）（5ページの記入例を参照ください）	<input type="checkbox"/>	10月	申込み時に①～⑦を揃えて提出																							
②保育給付認定申請書	<input type="checkbox"/>	10月																								
③個人番号（マイナンバー）確認書類・身元確認書類 ・対象者 保育給付認定申請書を提出される方（窓口へお越しになる方） ・提示する書類（下記（ア）、（イ）それぞれにいずれか1つ） （ア）個人番号（マイナンバー）確認のための書類 <input type="checkbox"/> 通知カード <input type="checkbox"/> 住民票の写し（個人番号の記載されたもの） <input type="checkbox"/> 個人番号カード（マイナンバーカード）（※） ※「個人番号カード（マイナンバーカード）」をお持ちの場合は、下記（イ）の「身元確認のための書類」は不要です。 （イ）身元確認のための書類（顔写真つきのもの） <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> パスポートなど	<input type="checkbox"/>	10月																								
④保育を必要とする理由を確認する書類 提出する書類は「保育を必要とする理由」により異なります。 ・対象者 父母	<input type="checkbox"/>	2月		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">保育を必要とする理由</th> <th>提出書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">(1)(2) 家庭内外労働</td> <td>会社勤務、パート内職</td> <td><input type="checkbox"/> 就労証明書 ※保育園入園希望日以降の就労の状況が分かるもの</td> </tr> <tr> <td>育児休業明けの復職</td> <td><input type="checkbox"/> 就労証明書 ※育児休業期間及び復職予定日が記載されたもの</td> </tr> <tr> <td>自営業の方</td> <td><input type="checkbox"/> 令和6年分確定申告書の写し（第1表、第2表） ※家族従業員の方は就労証明書</td> </tr> <tr> <td>(3) 母親の妊娠・出産</td> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> 母子健康手帳の写し ※表紙・出産予定日の確認できるページ</td> </tr> <tr> <td>(4) 疾病・負傷・障がい</td> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> 疾病・介護に関する申立書 <input type="checkbox"/> 診断書や障害者手帳等の写しなど</td> </tr> <tr> <td>(5) 同居親族の介護・看護</td> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> 疾病・介護に関する申立書 <input type="checkbox"/> 診断書など</td> </tr> <tr> <td>(7) 求職活動</td> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> 求職受付票（ハローワークカード）等の写し</td> </tr> </tbody> </table> <p>※なお、入園審査のため、上記以外に必要な書類の提出をお願いする場合があります。</p>	保育を必要とする理由		提出書類	(1)(2) 家庭内外労働	会社勤務、パート内職	<input type="checkbox"/> 就労証明書 ※保育園入園希望日以降の就労の状況が分かるもの	育児休業明けの復職	<input type="checkbox"/> 就労証明書 ※育児休業期間及び復職予定日が記載されたもの	自営業の方	<input type="checkbox"/> 令和6年分確定申告書の写し（第1表、第2表） ※家族従業員の方は就労証明書	(3) 母親の妊娠・出産	<input type="checkbox"/> 母子健康手帳の写し ※表紙・出産予定日の確認できるページ		(4) 疾病・負傷・障がい	<input type="checkbox"/> 疾病・介護に関する申立書 <input type="checkbox"/> 診断書や障害者手帳等の写しなど		(5) 同居親族の介護・看護	<input type="checkbox"/> 疾病・介護に関する申立書 <input type="checkbox"/> 診断書など		(7) 求職活動	<input type="checkbox"/> 求職受付票（ハローワークカード）等の写し	
保育を必要とする理由				提出書類																						
(1)(2) 家庭内外労働				会社勤務、パート内職	<input type="checkbox"/> 就労証明書 ※保育園入園希望日以降の就労の状況が分かるもの																					
				育児休業明けの復職	<input type="checkbox"/> 就労証明書 ※育児休業期間及び復職予定日が記載されたもの																					
				自営業の方	<input type="checkbox"/> 令和6年分確定申告書の写し（第1表、第2表） ※家族従業員の方は就労証明書																					
(3) 母親の妊娠・出産			<input type="checkbox"/> 母子健康手帳の写し ※表紙・出産予定日の確認できるページ																							
(4) 疾病・負傷・障がい			<input type="checkbox"/> 疾病・介護に関する申立書 <input type="checkbox"/> 診断書や障害者手帳等の写しなど																							
(5) 同居親族の介護・看護			<input type="checkbox"/> 疾病・介護に関する申立書 <input type="checkbox"/> 診断書など																							
(7) 求職活動	<input type="checkbox"/> 求職受付票（ハローワークカード）等の写し																									
⑤保育園入園申込の調査書	<input type="checkbox"/>	10月																								
⑥児童手当に係る保育料等の徴収に関する申出書	<input type="checkbox"/>	10月																								
⑦口座振替依頼書	<input type="checkbox"/>	2月																								

※提出時期が2月の書類については、「施設利用内定通知書」の送付時に改めて連絡します。



V. 保育料等について ★2

1. 保育料の無償化について

令和元年10月から保育料が無償化されました。無償化の対象は、3～5歳児（年少～年長）と、0～2歳児（未満児）で市町村民税非課税世帯のお子さんの保育料です。

※3～5歳児の給食費（主食代および副食代）は別途お支払いが必要です。

※年収360万円未満相当の世帯や第3子以降のお子さんは、副食代が免除となります。

2. 0～2歳児（未満児）の保育料算定について

児童の扶養義務者（または家計の主宰者）の市町村民税額（注1）と保育の必要量（注2）により決定します。

（注1）4月から8月分保育料は、令和6年度の市町村民税額

9月から3月分保育料は、令和7年度の市町村民税額

※税額に変更があったときは、速やかにこども政策課へお知らせください。

（注2）①保育を必要とする理由が就労の場合

・月の就労時間が120時間以上・・・「保育標準時間認定」

・ // 120時間未満・・・「保育短時間認定」

※月の就労時間が120時間未満の場合でも、通常保育時間（午前8時から午後4時）を超えて利用する場合は、保育標準時間認定となります。

②保育を必要とする理由が就労以外の場合

原則、保育給付認定申請書に記入された利用希望時間を参考に認定します。

3. 保育料等を決定する年齢区分は、4月1日現在の満年齢を基準とします。

年度の途中で誕生日を迎えても、その年度中は4月1日現在の年齢区分のままとなります。

4. 保育料等の納入について

	公立保育園	私立保育園
3～5歳児（年少～年長）の給食費	市へ納入	各保育園へ納入
0～2歳児（未満児）の保育料	市へ納入	市へ納入
その他保護者会費などの納入金	各保育園へ納入	各保育園へ納入

市へ納入いただく場合は、毎月末日に口座振替しますので、前日までに指定口座へ入金してください。※市の口座振替依頼書の提出が必要です。

VI. 各保育園の概要 ★3 （各保育園の保育内容などが載っています。）

「高山市保育園一覧」を市役所こども政策課、各支所、各児童センター、各保育園、図書館などに備えてありますのでご覧ください。（高山市ホームページにも掲載しています。）

VII. その他 ★4

✿入園してから（よく読んでおいてください。）

1. 申込書の記載事項（住所、世帯構成、保護者、勤務先など）に変更があったときは、速やかに在園している保育園へお知らせください。保育給付認定申請書（変更）の提出が必要となります。

勤務先を変更した場合は、改めて就労証明書を提出してください。入園後に勤務先を退職するなど、保育の必要性がなくなった場合は退園していただくことになります。

2. 保育園を退園する場合や別の保育園に転園を希望する場合は、退（転）園予定日の1か月前までに「退（転）園届」を在園している保育園に提出してください。届出のない場合は、通園の有無にかかわらず保育料を全額納付していただきます。

なお、市内の転園については、転園先の状況により年度内での転園ができない場合があります。

3. 在園中に保護者の退職による求職活動での入園継続はできません。ただし、自己都合以外での退職により求職活動が必要な場合はこども政策課へご相談ください。

✿広域入所について

里帰り出産などで、高山市外の保育園などを利用希望の場合は、こども政策課へご相談ください。

(記入例)

(表)

※受付処理欄

令和7年度 保育園入園申込書 (兼保育児童台帳)

区分	① 新規入園である	兄弟・姉妹で入園している状況	児童名	年齢	保育園・幼稚園名
	2 令和6年度に在園している(保育園)		高山 弥生	5	A保育園

枠内※は記入しないでください。

決定保育園	※	台帳番号	※
		保育園	

記入にあたっては、ありのままを正しく記入してください。

入園希望児童	氏名	性別	生年月日	R7.4.1現在の年齢	希望保育園	第1希望	A 保育園 (希望理由)	姉が入園しているため
	(ふりがな) たかやま なるみ			満		第2希望	B 保育園 (希望理由)	自宅に近いため
	高山 成実 (第2子)	男・女	R3.9.9	3歳		第3希望	C 保育園 (希望理由)	勤務地に近いため
						保育の実施を希望する期間	令和7年4月1日から 当該年度の3月31日まで	

★第3希望まで記入してください

保育の実施を必要とする理由	両親等 : (父: 1) (母: 1)	児童の心身の状況
	★申込書裏面の基準(1~10)の番号を記入してください 父母は会社勤務のため家庭で保育できない。	ぜんそくがありますが、運動等には支障ありません。食物アレルギーがあります。(卵・大豆)

★申込書裏面の基準(1~10)の番号を記入してください

★不明の場合は記入不要

★「医師から激しい運動を制限されている」、「食物アレルギーがある」など保育する上で注意が必要なことを記入してください。特にない場合は「良好」と記入してください。

入園児童の家庭の状況 (上記に記載の入園申込児童を除く)

区分	氏名	児童との続柄	生年月日	R7・4・1現在年齢	職業	勤務先・自営の内容 耕作面積	課税の有無		備
							和6年度 市町村民税	令和7年度 市町村民税	
入園児童の世帯	高山 健司	父	H2.2.2	35歳	会社員	(株) J工業	有・無	有・無	社員(AM8~PM6 月20日勤務)
	奈緒子	母	H3.3.3	34歳	パート	K商店	有・無	有・無	店員(AM9~PM3 月20日勤務)
	弥生	姉	R1.6.6	5歳	年長	A保育園	有・無	有・無	
	英由貴	祖父	S34.1.21	66歳	農業	田30a畑30a	有・無	有・無	
	啓子	祖母	S36.9.25	63歳	パート	スーパー	有・無	有・無	店員(AM9~PM3)
					歳			有・無	有・無

★勤務時間、日数を記入してください。※入園の基準は月64時間以上(概ね1日4時間以上かつ月16日以上)

住宅環境	① 自家(名義)	高山 英由貴	3 借家	5 社宅	年1月1日現在の住所	① 現住所と同じ	市 区	郡 町・村	丁目	番地
	② 自地(名義)	高山 英由貴	4 借地	6 アパート		2				

★同居人は全員記入してください。

★農業の場合は耕作面積を記入してください。

保育園への入園を希望する場合は必ず申し込みます。保育料算入を希望する場合は必ず申し込みます。また、児童の健康状態を定期的に保育園に情報提供することに同意します。

保護者住所 〒506-0009
 高山市花岡町2丁目18番地
 (ふりがな) たかやま けんじ
 氏名 高山 健司
 電話 自宅 32-3333 勤務先 35-3140
 携帯 [父] 080-9876-5432
 [母] 090-1234-5678
 ↑どなたの携帯番号ですか

令和6年10月15日

(あて先) 高山市長

○保育園一覧および受付日 ★5

令和7年度入園の受付は、各保育園において下記「入園受付指定日」に行います。

《予備日》…指定日に提出できない場合は、園指定日以降、次の日程で受付しますので、こども政策課または各支所地域振興課へ提出してください。

①令和6年10月28日（月）及び②令和6年10月29日（火）のいずれも、9：30～11：00

No.	園名	公私別	住所	電話番号	利用定員	開園時間	開園曜日	乳児保育（生後）及び未満児保育	障がい児保育	延長保育	休日保育	一時保育	入園受付指定日
1	総和保育園	私	総和町2-18-1	32-1084	60	7:00~19:00	月~土	57日から	○	○			令和6年10月15日(火) 13:30~15:00
2	城山保育園	公	堀端町94	32-0983	100	7:30~19:30	月~土	57日から	○	○			令和6年10月17日(木) 13:30~15:00
3	山王保育園	公	森下町1-401	32-5162	90	7:30~19:30	月~土	57日から	○	○			令和6年10月11日(金) 13:30~15:00
4	岡本保育園	公	岡本町3-53-10	32-4139	130	7:00~20:00	月~土 (休日あり)	57日から	○	○	○	○	令和6年10月11日(金) 9:00~10:30
5	高山西保育園	私	名田町5-56	32-0381	100	7:00~19:00	月~土	57日から	○	○			令和6年10月16日(水) 13:30~15:00
6	高山南保育園	私	西之一色町1-31-3	32-1038	140	7:30~19:30	月~土	57日から	○	○		○	令和6年10月16日(水) 13:30~15:00
※ 7	高山あおい保育園 (旧高山北保育園)	私	R7.4~移転 岡本町2-250-1 (現在地：八幡町100-1)	32-0862	76	7:30~19:30	月~土	57日から	○	○			令和6年10月15日(火) 13:30~15:00
8	龍華保育園	私	石浦町7-345	34-7250	140	7:00~19:00	月~土	57日から	○	○		○	令和6年10月17日(木) 9:00~10:30
9	大八保育園	私	漆垣内町1500-3	33-5072	120	7:00~19:00	月~土	57日から	○	○			令和6年10月18日(金) 13:30~15:00
10	江名子保育園	私	江名子町2788-1	33-5073	120	7:00~19:00	月~土	57日から	○	○			令和6年10月17日(木) 13:30~15:00
11	三枝保育園	私	中切町500-2	33-4712	130	7:00~19:00	月~土	57日から	○	○			令和6年10月16日(水) 13:30~15:00
12	本母保育園	私	本母町193	33-8693	150	7:00~19:00	月~土	57日から	○	○		○	令和6年10月15日(火) 13:30~15:00
13	新宮保育園	私	新宮町2093-3	33-9796	130	7:00~19:00	月~土	57日から	○	○			令和6年10月18日(金) 13:30~15:00
14	中山保育園	私	下岡本町1911	34-4181	140	7:00~19:00	月~土	57日から	○	○		○	令和6年10月18日(金) 13:30~15:00
15	たんぼぼ保育園	私	岡本町2-75-1	34-6510	80	7:00~19:00	月~土 (休日あり)	57日から	○	○	○	○	令和6年10月17日(木) 13:30~15:00
16	こま草保育園	私	丹生川町町方1470-2	78-1211	140	7:00~19:00	月~土	57日から	○	○		○	令和6年10月16日(水) 9:00~10:30
17	清見保育園	私	清見町三日町96	68-2038	50	7:00~19:00	月~土	1歳から	○	○		○	令和6年10月11日(金) 9:00~10:30
※ 18	荘川保育園	公	R7.4~移転 荘川町新洲130 (現在地：荘川町新洲605-4)	05769-2-2217	19	7:30~18:30	月~土	57日から	○	○		○	令和6年10月15日(火) 9:00~10:30
19	宮保育園	私	一之宮町1122	53-2101	70	7:00~19:00	月~土	57日から	○	○		○	令和6年10月17日(木) 9:00~10:30
20	久々野保育園	公	久々野町無数河797-1	52-2265	130	7:30~18:30	月~土	57日から	○	○		○	令和6年10月15日(火) 13:30~15:00
21	朝日保育園	公	朝日町万石611	55-3200	50	7:30~18:30	月~土	57日から	○	○		○	令和6年10月18日(金) 9:00~10:30
22	こくふ保育園	私	国府町三日町380-1	72-2160	260	7:00~19:00	月~土	57日から	○	○		○	令和6年10月17日(木) 13:30~15:00
23	本郷保育園	公	上宝町在家1868	0578-86-2218	50	7:30~18:30	月~土	57日から	○	○		○	令和6年10月16日(水) 9:00~10:30
24	栃尾保育園	公	奥飛騨温泉郷栃尾339-36	0578-89-2459	50	7:30~18:30	月~土	57日から	○	○		○	令和6年10月18日(金) 13:30~15:00
25	すぎがおか託児所	私	片野町2-279	33-1001	12	8:00~18:00	月~土	1歳から					※すぎがおか託児所まで お問い合わせください
26	美鳩幼稚園保育施設	私	下林町353	34-3538	12	7:30~18:00	月~土	2歳から					※美鳩幼稚園まで お問い合わせください

※ №7高山あおい保育園（旧北保育園）及び№18荘川保育園は令和7年4月に移転しますので、希望保育園の決定の際にご注意ください。

なお、令和6年10月に実施する令和7年4月入園のお申込みは移転前の保育園へ申込書の提出をお願いします。

- 公立の城山及び山王保育園については、市内のこどもが減少しているため、私立園への入園調整を優先させていただく場合があります。
- 障がい児保育を希望される方は、お子さんの障がいの程度や集団保育が可能かなどを総合的に受入を検討しますので、早めに高山市役所こども政策課へ相談してください。
- 表記の定員・開園時間・乳児保育及び未満児保育は令和6年度のもので、8時間を超える長時間保育・延長保育を希望される場合は、入園後に各保育園へ申請してください。
- 岡本保育園で実施している休日保育は、日曜・祝日に保護者の就労などのためご家庭での保育が困難な場合に有料で利用できます。詳しくは在園している保育園か岡本保育園へお問い合わせください。なお、たんぼぼ保育園で実施している休日保育については、たんぼぼ保育園へお問い合わせください。
- 一時保育（未就園児が対象）を利用される場合は、直接実施保育園へお問い合わせください。



～～～保育料等のお支払いについて～～～

保育園では家庭に代わって子どもたちの生活の場を提供し、大切にお預かりしています。
保護者の皆様には、保育料等を毎月お支払いいただきますが、一部に保育料等の支払いが滞る方があります。

その場合は、書面や電話による催告を行うほか、児童手当からの特別徴収や、税法の規定を準用した財産の差し押えなどの滞納処分を行います。

※支払いが遅れるなどの特別な事情がある場合には、こども政策課へご相談ください。

✿保育園や子育てに関するお問い合わせ

高山市こども未来部こども政策課

電話 0577-35-3140

FAX 0577-35-4884

E-mail kodomoseisaku@city.takayama.lg.jp

〒506-8555

岐阜県高山市花岡町2丁目18番地

高山市ホームページ

<https://www.city.takayama.lg.jp/>

行政情報→くらしの情報→こども

→保育・幼児教育、託児サービス「保育園・幼稚園」



入園申込みに必要な書類は、こども政策課、各保育園、各支所地域振興課でお渡しします。